

高等学校等卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する方へ

出入国在留管理庁においては、父母等に同伴して日本に在留している外国人の方が、高等学校等卒業後に日本で就労する場合、「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更を認めています。

それぞれの主な要件及び在留資格変更許可申請の際の提出資料は以下のとおりです。

要件

| 定住者 | 特定活動 |
|---|---|
| 我が国の義務教育(小学校及び中学校)を修了していること ※ 中学校には夜間中学を含みます。 | — |
| 我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ 高等学校には定時制課程及び通信制課程を含みます。その他対象となる学校については法務省HPで御確認ください。 | 我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ ただし、高等学校等に編入している場合は、卒業に加えて日本語能力試験N2程度の日本語能力を有していることが必要です。 |
| — | 扶養者が身元保証人として在留していること |
| 入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること ※ 「家族滞在」以外の在留資格で在留している方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方は、本取扱いの対象となります。 | |
| 入国時に18歳未満であること | |
| 就労先が決定(内定を含む。)していること ※ 当該就労先において、資格外活動許可の範囲(1週につき28時間)を超えて就労すること | |
| 住居地の届出等、公的義務を履行していること | |

在留資格変更許可申請の際の提出資料

| 定住者 | 特定活動 |
|---|---|
| 在留資格変更許可申請書(T)(縦4cm×横3cmの写真を貼付) | 在留資格変更許可申請書(U)(縦4cm×横3cmの写真を貼付) |
| 履歴書(我が国の義務教育を修了した経歴について記載のあるもの) | 履歴書(我が国の高等学校等への入学日の記載のあるもの) |
| 我が国の小学校及び中学校を卒業していることを証明する書類(卒業証書の写し又は卒業証明書) | 我が国の高等学校等の在学証明書(入学日の記載のあるもの) |
| — | 高等学校等に編入した者については、以下のいずれかの資料 ・ 日本語能力試験N2以上 ・ BJTビジネス日本語能力テスト400点以上 |
| 身元保証書 | 扶養者を保証人とする身元保証書 |
| 我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業が見込まれることを証明する書類 | |
| 我が国の企業等に雇用されること(内定を含む。)を証明する書類(雇用契約書、労働条件通知書、内定通知書等。内定通知書に雇用期間、雇用形態及び給与の記載がない場合は、これらが分かる求人票等の資料を併せて提出。) | |
| 住民票(世帯全員の記載があるもの。個人番号(マイナンバー)については省略し、他の事項については省略のないもの。) | |
| ※ 申請いただいた後に、出入国在留管理局における審査の過程において、この他に資料を求める場合もあります。 | |

＜問い合わせ先＞

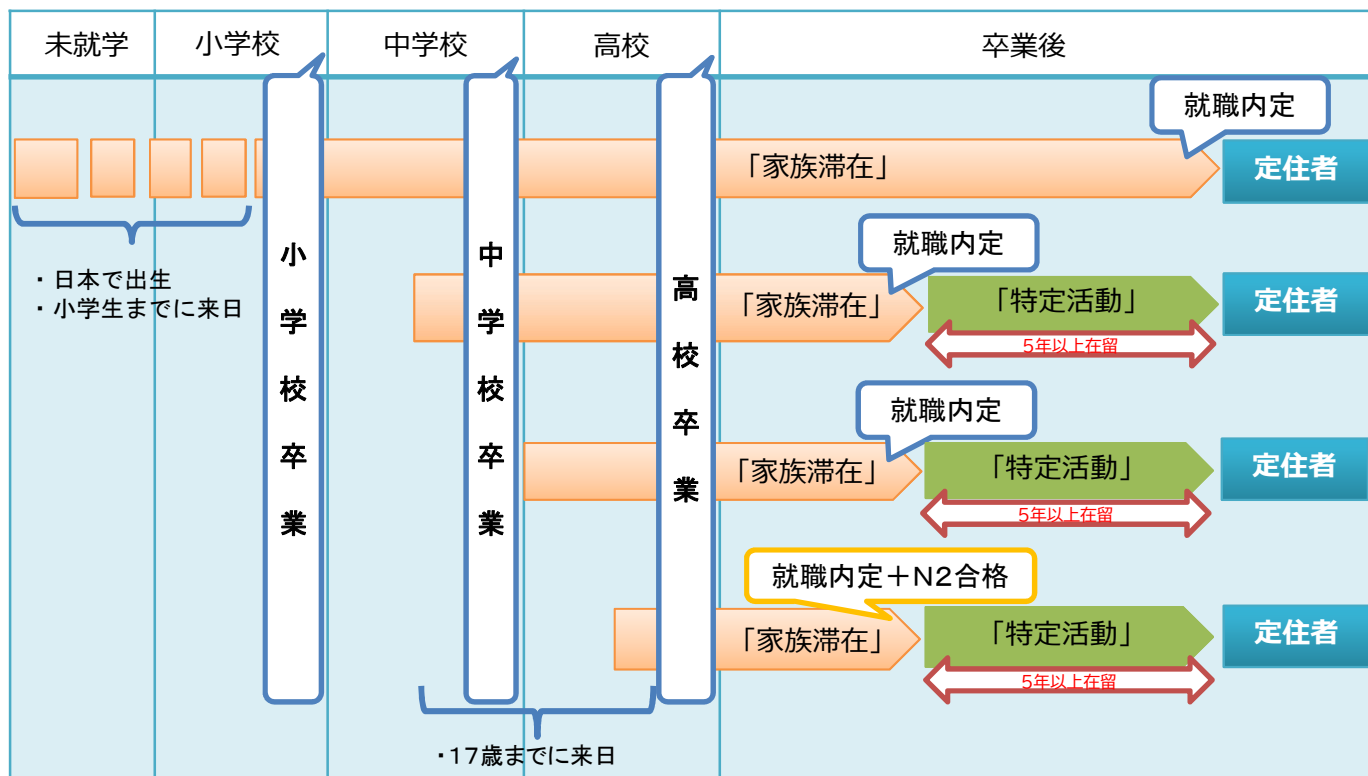
| | |
|--|---|
| 札幌出入国在留管理局 TEL 0570-003259 (※ IP電話・海外からの場合: TEL 011-211-5701) 仙台出入国在留管理局 TEL 0570-022259 東京出入国在留管理局 TEL 0570-034259 (※ IP電話・海外からの場合: TEL 03-5796-7234) 横浜支局 TEL 0570-045259 (※ IP電話・海外からの場合: TEL 045-769-1729) 名古屋出入国在留管理局 TEL 0570-052259 (※ IP電話・海外からの場合: TEL 052-217-8944) | 大阪出入国在留管理局 TEL 0570-064259 (※ IP電話・海外からの場合: TEL 06-4703-2050) 神戸支局 TEL 078-391-6377 広島出入国在留管理局 TEL 082-221-4411 高松出入国在留管理局 TEL 087-822-5852 福岡出入国在留管理局 TEL 092-717-5420 那覇支局 TEL 098-832-4185 |
|--|---|

高等学校等卒業後に就労を希望する外国人に係る在留資格の取扱いについて

主なルート

定住者：17歳までに入国+小学校卒業+中学校卒業+高校卒業+就職内定

特定活動：17歳までに入国+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{高校入学（編入を除く）} \rightarrow \text{卒業} \\ \text{高校編入} \rightarrow \text{卒業} + \text{日本語能力N2} \end{array} \right\}$ +就職内定+親（日本在留）の身元保証



注1 「家族滞在」以外の在留資格で在留している者でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある場合（「留学」等）は本取扱いの対象となる。

注2 「特定活動」から「定住者」への変更許可要件は以下のとおり。

- ① 本邦の高等学校卒業以上の学歴を有すること
- ② 就労を目的とする「特定活動」又は就労資格（「技能実習」を除く。）により5年以上在留していること

※ 本邦の大学（別科・専攻科を含む。）、専門学校（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）、高等専門学校（4年次・5年次に限る。また、専攻科を含む。）及び高等学校専攻科で教育を受けた後に就職した場合、当該教育を受けた期間の算入も認める。

- ③ 就職先が決定（内定を含む。）していること
- ④ 申請人自身に独立生計維持能力が認められること
- ⑤ 申請人が入管法上の届出義務、公的義務を履行していること